

地域自治区制度

| | |
|-----------|--|
| 趣旨等 | <ul style="list-style-type: none">・ 住民自治の充実の観点から、区を設け、住民の意見をとりとめる地域協議会と住民に身近な事務を処理する事務所を置くもの。・ 市町村に地域自治区を置く場合、当該市町村の全域に置かなければならない。（合併時は例外）・ 住居表示に地域自治区の名称を冠することとはされていない。（合併時は冠する）・ 法人格なし。 |
| 地域協議会の権限 | <ul style="list-style-type: none">・ 条例で定める地域自治区の区域に係る重要事項等について市町村長が意見聴取／市町村長等に対する意見具申権。 （重要事項の例）・ 区域内の公の施設の設置及び廃止・ 区域内の公の施設の管理のあり方 （意見を述べることができる事項の例）・ 地域福祉に関する事項・ 地域の環境保全に関する事項 |
| 地域協議会の構成員 | <p>（選任）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村の長が選任。多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 <p>（任期）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 4年以内において条例で定める期間。 |
| 設置期間 | <ul style="list-style-type: none">・ 制限なし。 （合併時は、合併協議で定める期間） |
| 事務所 | <ul style="list-style-type: none">・ あり。市町村の事務を分掌するとともに地域協議会の事務を処理。・ 事務所長にかえて、区長を置くことはできない。（合併時は可） |
| 予算編成権 | <ul style="list-style-type: none">・ なし。市町村において地域自治区に係る予算を措置。 |